桜が丘訪問看護ステーション運営規程(医療保険)

(目的)

第１条　この規定は、社会福祉法人石川福祉会(以下「事業者」という。)が開設する桜が丘訪問看護ステーション（以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護(以下「訪問看護」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第２条　事業所は、利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活動作の維持・回復を図るとともに、快適な在宅療養ができるよう次の方針で運営する。

（１）　利用者等の心身の特性を踏まえて、訪問看護を実施する。

（２）　事業の実施にあたっては関係機関と連携する。

（３）　主治医との密接な連携のもとに看護目標及び訪問看護計画に沿って行う。

(事業所の名称等)

第３条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）　名　称　桜が丘訪問看護ステーション

（２）　所在地　東広島市西条町寺家 5976

(職員の職種及び員数)

第４条　事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）　管理者（看護師）
　　１名(常勤)

（２）　看護職員(保健師・看護師・准看護師)
　　2.5 名以上（常勤換算　なお１名は管理者と兼務）

（３）　理学療法士等
　　１名以上

(職務内容)

第５条　職員の職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう事業所の業務及び職員の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を順守させるための指揮命令を行う。

（２）看護職員（准看護師は除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成する。看護職員は、訪問看護を提供する。

（３）理学療法士等は、看護職員の代わりに訪問看護の一環としてリハビリテーションを行う。

(営業日、営業時間及び休業日)

第６条　事業所の営業日、営業時間及び休業日は次のとおりとする。

（１）営 業 日　　月曜日から金曜日まで

（２）営業時間　　8 時 30 分から 17 時 30 分まで

（３）休 業 日

ア　土曜日及び日曜日

イ　年末年始(12 月 30 日から 1 月 3 日まで)

ウ　災害その他やむを得ない事情により、サービスの提供が困難な場合

但し、緊急を要するなど利用者の状況により必要性があると認められる場合はこの限りではない。

（訪問看護の内容）

第 7 条　訪問看護では次のことを行う。

（１）　病状・障害の観察
（２）　清拭・洗髪等による清潔の保持
（３）　食事および排泄等日常生活の世話
（４）　床ずれの予防・処置
（５）　リハビリテーション
（６）　ターミナルケア
（７）　認知症患者の看護
（８）　療養生活や介護方法の指導
（９）　小児の看護
(10)　医療的なケアの管理(医療機器の管理等)
(11)　その他医師の指示による医療処置

（利用料その他の費用の額）

第 8 条　訪問看護を提供した場合の利用料は診療報酬上の額とし、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受け取ることができる。

（１）エンジェルケア(介護保険適用外)　15,000 円
（２）当日にご連絡なくキャンセルが発生した場合　利用料金の 30％
（３）事業所で用意した衛生材料　実費
（４）交通費　１㎞あたり 30 円（第９条に定める実施地域外の場合に限る）

（通常の事業の実施地域）

第 9 条　通常の事業の実施地域は、東広島市とする。

（緊急時における対応方法）

第 10 条　職員は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

（事故発生時における対応）

第 11 条　事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、全国健康保険協会、後期高齢者医療広域連合又は健康保険組合、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。

３　事業所は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

４　事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じることとする。

（人権擁護・虐待防止のための措置に関する事項）

第 12 条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を行う。

（２）虐待防止の指針を整備し，必要に応じ見直しを行う。

（３）職員に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、職員又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（衛生管理等）

第 13 条　事業者は、事業所において感染症が発生、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（２）　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）　事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年１回以上）実施する。

（身体拘束）

第 14 条　事業所は、利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。

２　やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（秘密保持）

第 15 条　事業所及び職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないものとする。事業所及び職員でなくなった場合も同様とする。

２　事業所は事業の実施に伴って他の事業所等に対して利用者又は家族に関する情報を提供する必要がある場合は、あらかじめ書面により利用者又は家族の同意を得るものとする。

（苦情処理）

第 16 条　事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、提供した訪問看護に関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行う。

（勤務体制の確保）

第 17 条　事業所は利用者に対し適切な訪問看護を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めることとする。

２　事業所は、職員の質の向上を図るために、次の基準により研修(外部機関が行う研修を含む。)機会を設けるものとする。

（１） 採用時研修　　採用後３か月以内
（２） 虐待防止に関する研修　　年１回
（３） 権利擁護に関する研修　　年１回
（４） 認知症ケアに関する研修　　年１回
（５） 介護予防に関する研修　　年１回

（ハラスメント防止・対応等）

第 18 条　事業所は、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。（なお、その実施にあたっては「公益社団法人広島県看護協会 ハラスメント防止等規定」を参考とする。）

（業務継続計画の策定等）

第 19 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（記録の整備）

第 20 条　事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該利用者に係る契約の終了により訪問看護が終了した日をいう）から５年間は保存するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 21 条　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（改廃）

第 22 条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附　則

この規程は、令和８年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年９月５日から全部改正して施行する。